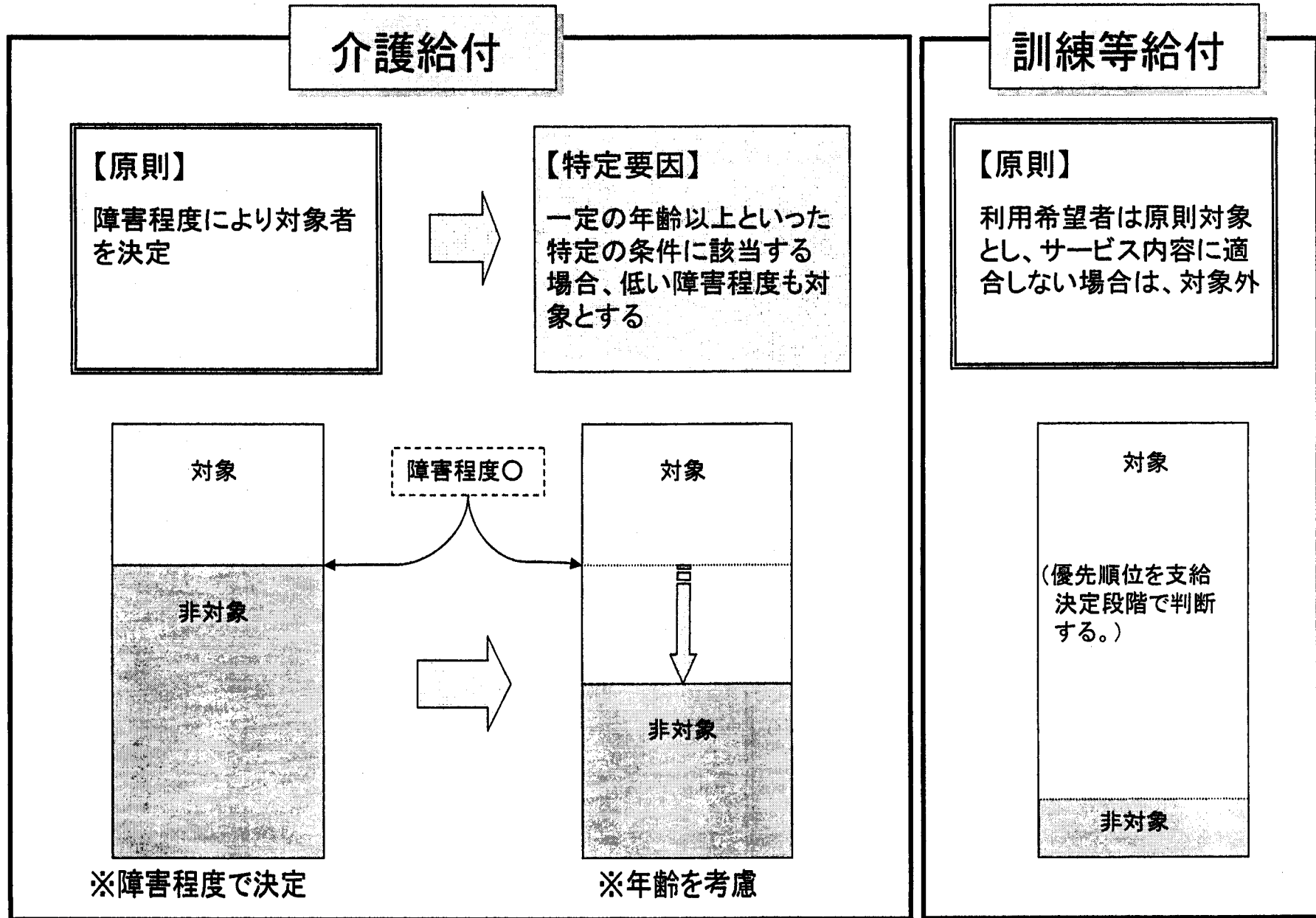


## 2. 見直しの具体的内容(案)

## 見直しの主なポイント

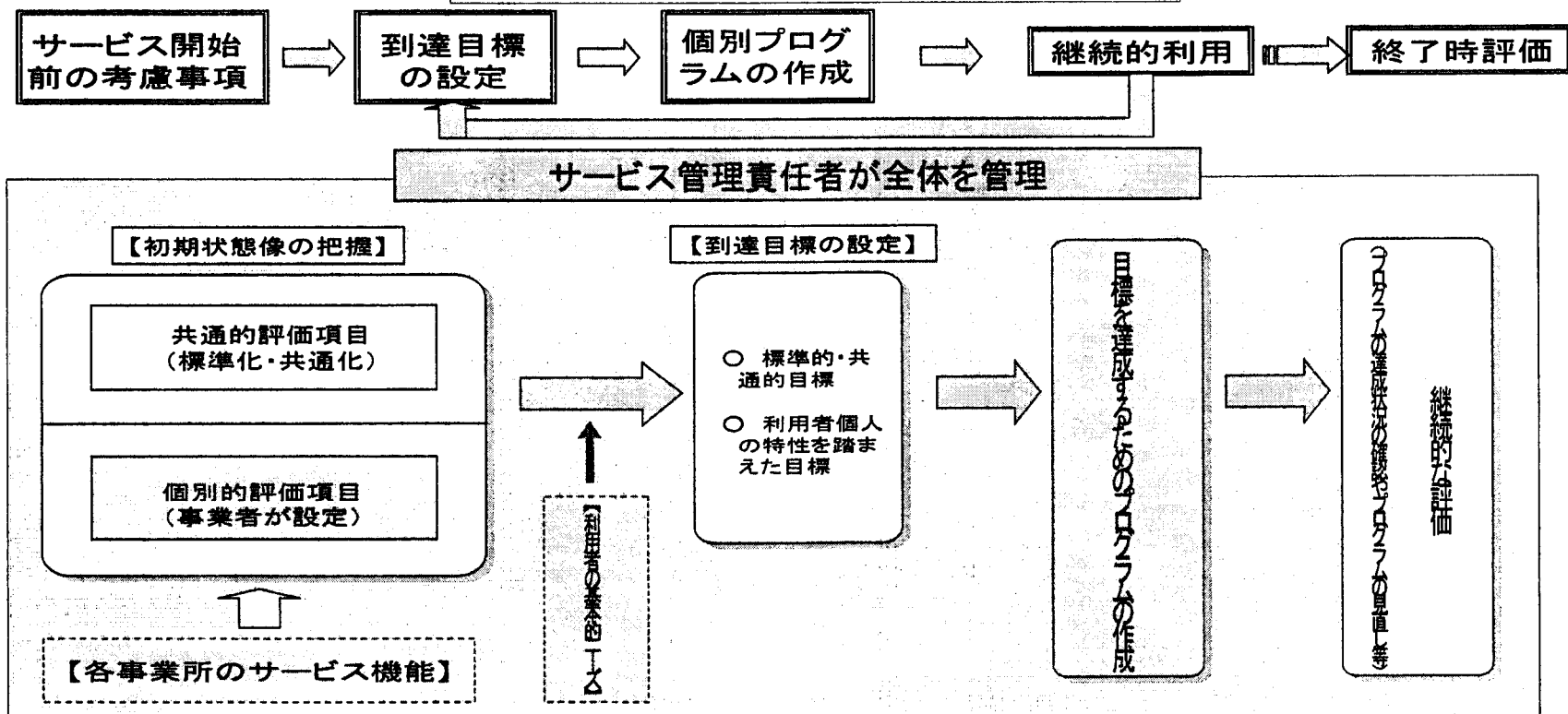
1. 各事業ごとに利用者像を明確化
2. サービスの質を確保するため、事業者に対し、次を義務化
  - ・利用者ごとに、「サービス管理責任者」による個別支援計画の策定
  - ・共通のアセスメント項目により、利用者へのサービス内容の継続的な評価
3. より低廉なコストで、できるだけ多くの人にサービスが提供されるよう、規制を見直し
4. 地域における多様な生活のあり方を確保するため、新たな居住支援サービスを確立
5. 新事業体系に係る見直しと整合性を図る観点から、現行施設についても見直し

# 1. 利用者像の考え方



## 2. サービスの質の確保

- サービスの質を確保するため、各事業者にはサービス管理責任者を配置し、個別支援計画の策定を義務化する。
- 事業者は利用者ごとに、個別支援計画に基づき、一定期間ごとに継続的な評価を行い、必要に応じて計画を見直す。



→ グループホームやケアホームの個別支援計画については、初期状態像のアセスメントの共通化等について、検討。

### 3. 効果的・効率的な事業展開を可能とする規制の見直し

- より低廉なコストで、できるだけ多くの人にサービスを提供するため、事業者の創意工夫による効果的かつ効率的な運営が促進されるよう、規制を見直す。

#### 【主な規制の見直し事項】

##### (1) 地域の多様なニーズに対応



複数の事業を組み合わせ、柔軟に運営する「多機能型」を実施。

(例) 一つの施設で生活介護事業や自立訓練事業、就労移行支援事業を組み合わせ実施。

##### (2) 効率的なサービス提供を促進



効率的な運営を可能とするため、定員の取扱いを柔軟化。

(例) 一日の実利用人員が定員を○%まで上回ることが可能に。

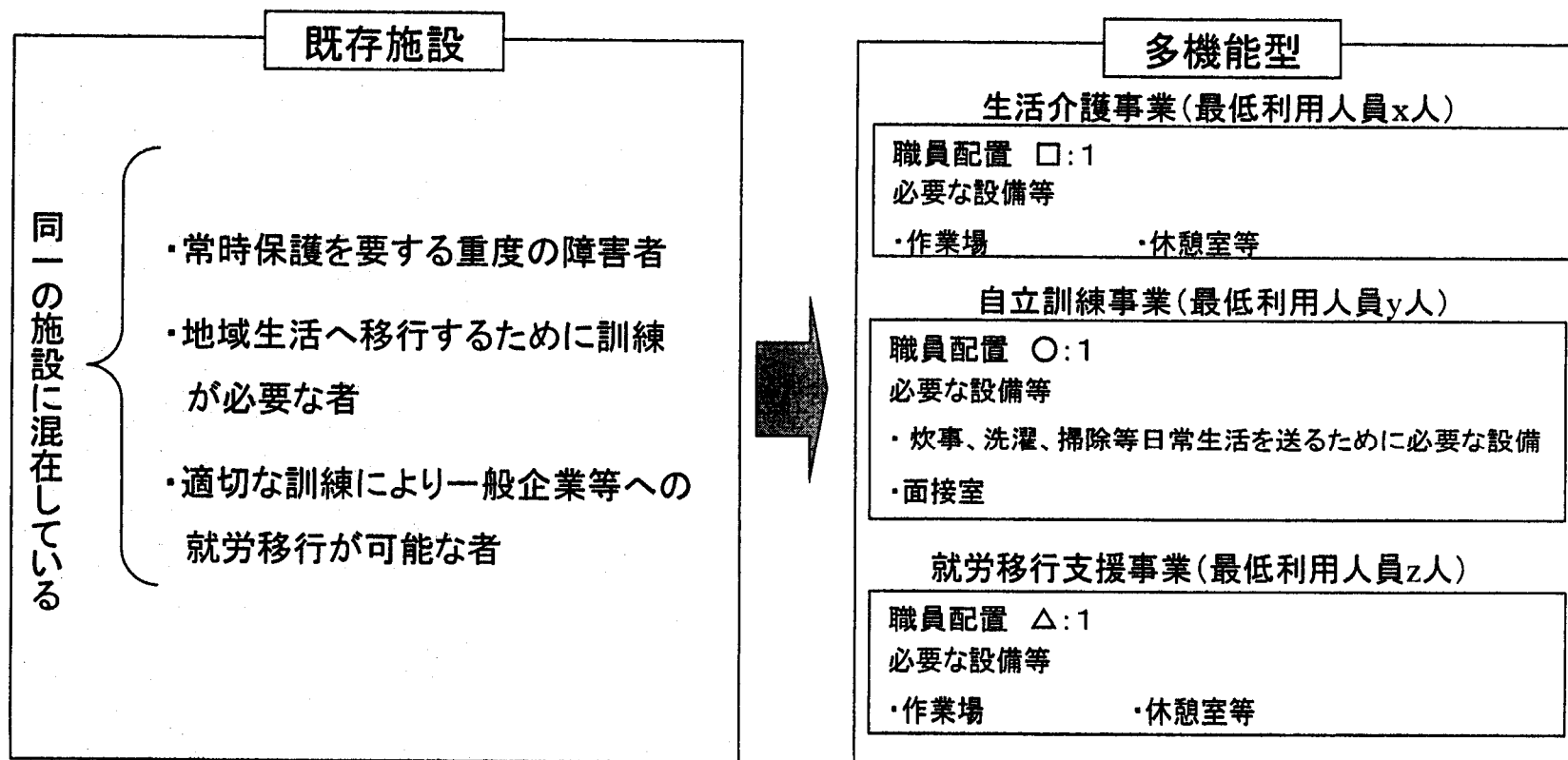
##### (3) 利用者の選択を拡大



食事提供や調理業務の外部委託に関する規制を緩和。

## (1) 複数の事業を組み合わせて実施～多機能型

- 地域特性を踏まえた柔軟な運営が可能となるよう、複数の日中活動サービスを実施する多機能型を認める。
- 複数の事業の利用人員を合計し、社会福祉法に定める最低利用人員を満たしていれば良いこととする。
- 一定の設備等について共用可能とする。
- サービスの質を確保するため、事業別に最低利用人員の基準を設けるとともに、原則として事業単位でサービスを提供。



## (2) 定員の取扱いの柔軟化

- サービス量に応じた利用者負担の導入等を踏まえ、利用実態に即した支払方式(日払い)に改めるとともに、定員の取扱いの柔軟化を図る。

### 【定員の取扱い】

#### 現行の取扱い

- 月払いとしている結果、定員を超えて、利用予定者を受け入れることが認められていない。
    - 利用者が休むと、実利用人員は、必ず定員を下回ることとなり、施設の利用効率が低い。
  - 災害等やむを得ない事情がある場合を除き、定員超過を認めない。
- ※ 定員 : 「同時にサービスの提供を受けることができる利用人員/日」

#### 見直しの内容

- 定員を超えて利用予定者を受け入れることを可能とする。
  - ※ 給付の支払方法が月払から日払へ変更することに併せて実施。
- 一定期間の平均実利用人員が定員を下回っていることを前提に、一日当たりの実利用人員が定員を超過している場合でも、一時的なものとして認める。
- 日払い化に伴い、土・日曜を含め、積極的なサービス提供が実施されることが期待される。

### (3) 食事の提供方法等に関する見直し

- 利用者の希望やニーズに合った多様な食事を確保するとともに、効率的な食事提供を進めるため、施設外調理による外部委託の容認など、現行の規制を見直す。

#### 現行の取扱い

- 入所施設及び通所施設は、利用者に対して食事を提供しなければならないこととされている。
- 調理業務について、外部委託を行う場合には、施設内調理室を使用すること等を要件としている。



#### 見直しの内容

##### 【入所施設】

- 利用者の希望に応じて食事を提供しなければならない応諾義務を課す。
- 食事の提供の手段については、医療機関と同様に、施設外調理による外部委託を認める。
- 食事の提供に係る関係職員の配置については、指定基準上の義務付けはしないが、特別な栄養管理が必要な者に対する報酬上の取扱いについて、検討。

##### 【通所施設】

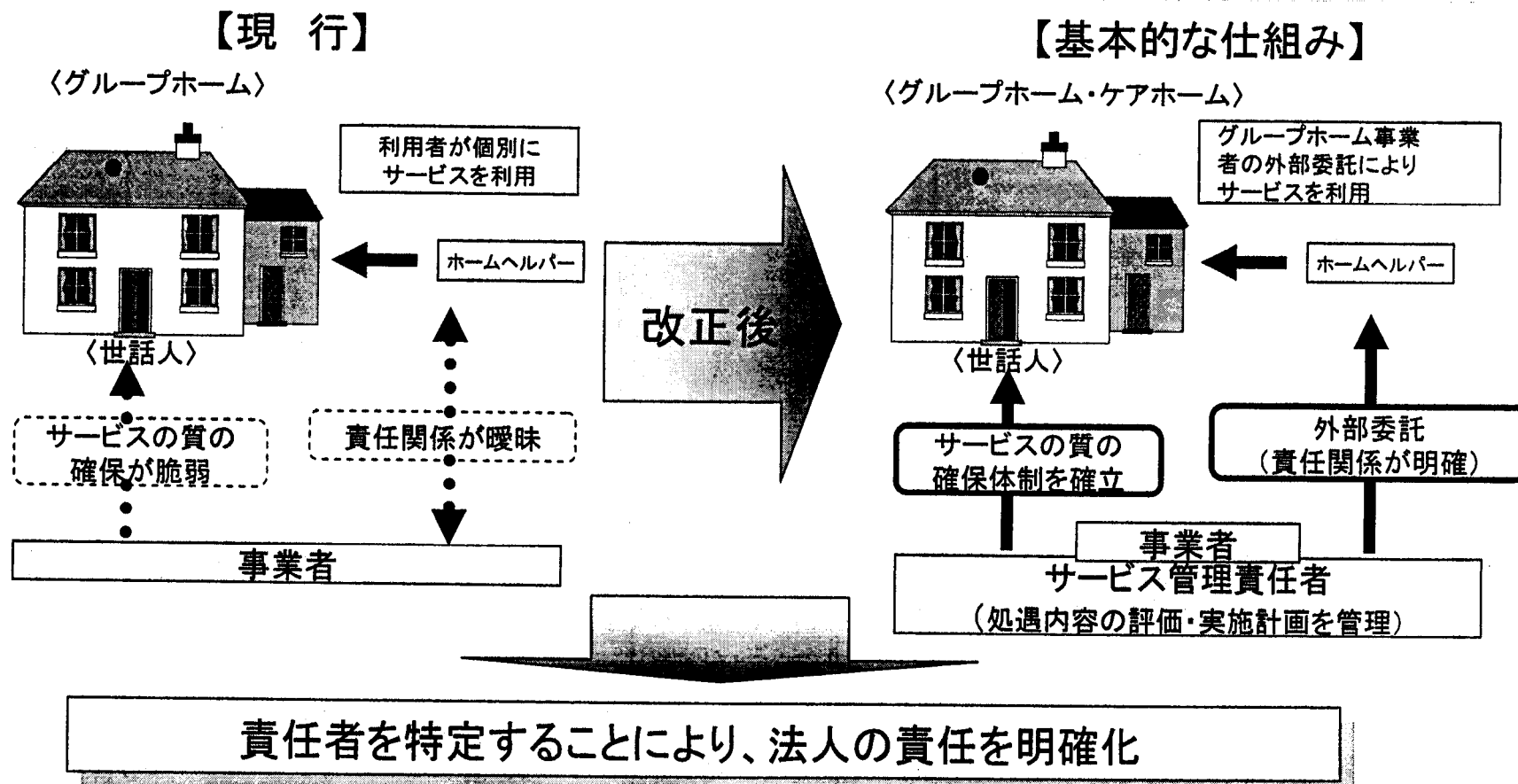
- 食事の提供は、事業者の任意とする。(食事の提供の有無に係る事前説明は義務)
- 通所施設において調理員を配置し、食事を提供する場合について、3年間の経過措置として、調理員の人件費について報酬上評価。



# 4. 新しい居住支援サービスのあり方

## (1) 事業者によるサービス提供体制

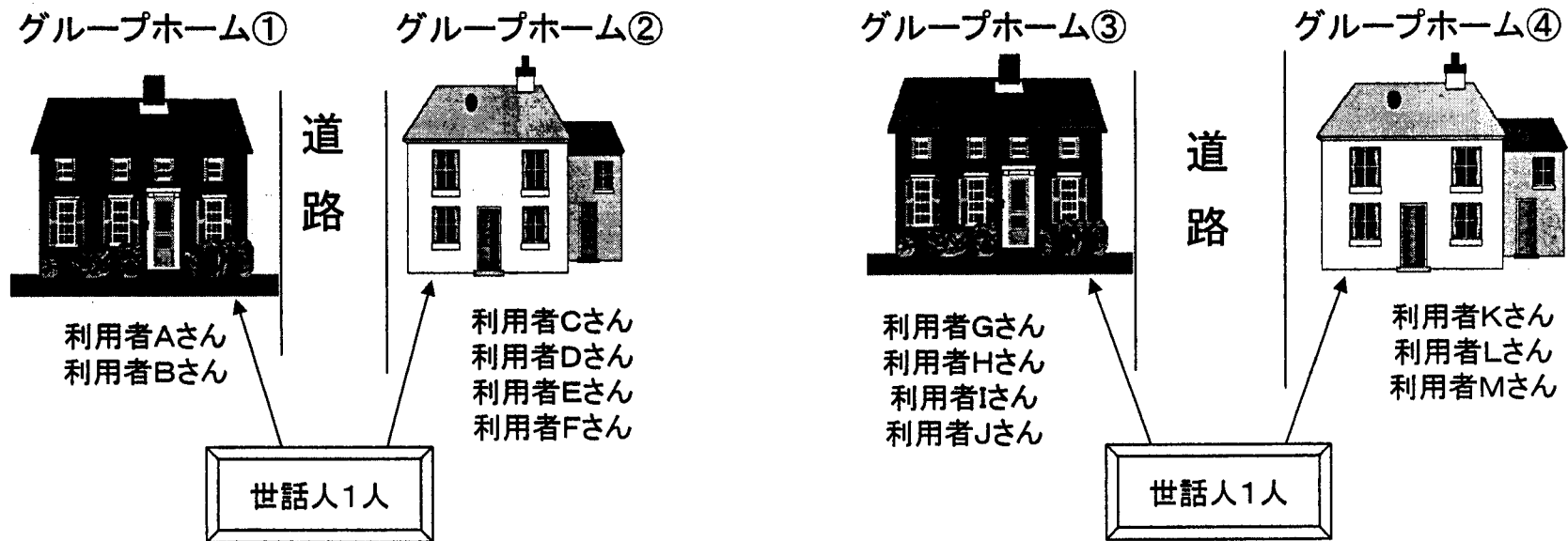
○ 事業者のサービス提供に係る責任を明確にするとともに、ホームヘルプ等外部のサービスを利用する場合のルールを整理。



※ 責任関係が曖昧にならないよう外部委託できる範囲の明確化を図る。

## (2) 世話人1人が担当できる場の数

○ 住居ごとに指定する仕組みを改め、世話人1人が複数の住居を担当することを認めることにより、障害者の居住の場を拡大。

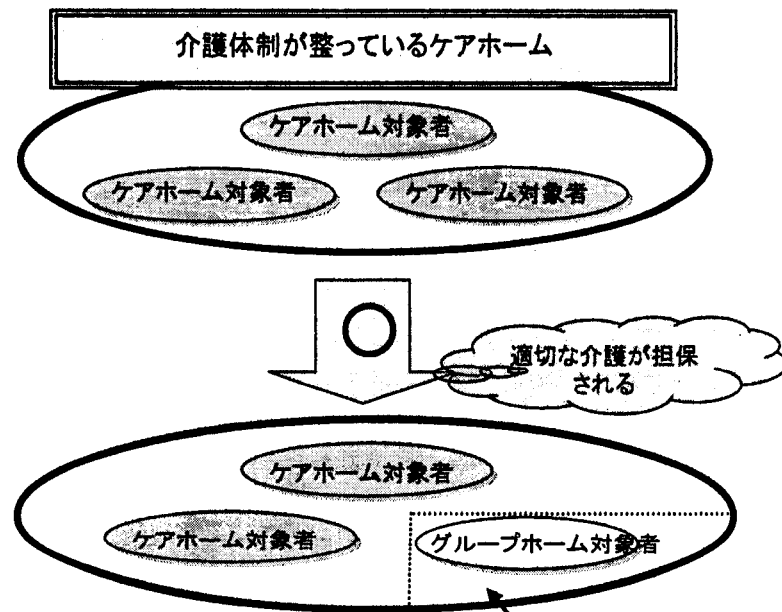


※ 複数箇所で行事する場合の時間・距離については要検討

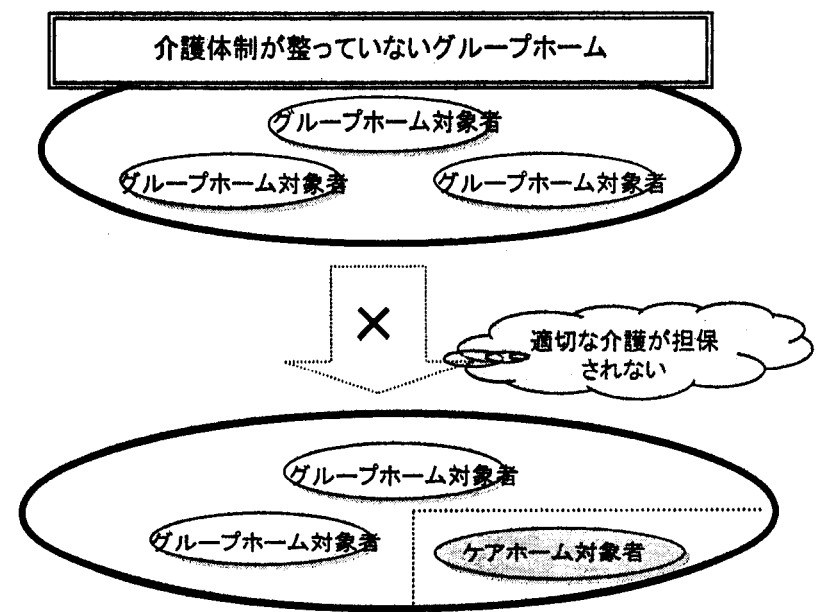
### (3) 状態の違う者の同居に係る考え方

- 入居者の状態に応じた適切なケアを確保する観点から、ケアホームを制度化。
- 事業者による責任あるサービス提供体制の構築を前提。
- 適切な介護体制が整っているケアホームにおいては、介護が必要でない者の受入れを可能とする。(介護体制が整っていないグループホームにおいては、適切なサービス提供の観点から、介護が必要な者の受入れは認めない。)

#### 《認められる例》



#### 《認められない例》



※ この場合は、グループホームに係る報酬を支給

## (4) 新たな居住支援を確立するための課題

### ① 身体障害者に係るグループホーム

#### 慎重に検討すべきとの意見

- 共同生活による、生活上の一定の縛りやプライバシーの問題がある。
- 高齢の身体障害者を含め、新たな入居者が見込まれるが、身体障害に係るこれまでの住宅施策等との整合性に欠ける。
  - ・身体障害者の公営住宅の利用
  - ・特養、有料老人ホーム等の利用

#### 必要性があるとの意見

- 地域で自立するための住まいの確保という観点から必要である。
- 極めて重度の障害者に対して、効率的な処遇ができる。
- 身体障害者療護施設等の施設から地域へ移行した方など、地域で自立した生活を支援する観点から、必要である。

## ② グループホーム等の規模・立地等

### 慎重に検討すべきとの意見

- 1カ所で20人程度のミニ施設のようなものは、入所施設と同じようなものであり、認めてはいけないのではないか。
- 入所施設や病院の敷地内のグループホーム等は、入所・入院と変わることはなく、認めるべきではないのではないか。
- 新設等を前提とした事業運営は、家賃の高騰等の要因となり、効率的な運営を阻害しているのではないか。また、特に、利用者等に資金を求めてグループホーム用の住宅を建設したりすることは、当該利用者をグループホームから単身生活に移行させる制約となるのではないか。

### 必要性があるとの意見

- 利用者が、既存の社会資源を活用しながら安価に住宅の利用するためには、大規模であっても社宅等をグループホームとして活用できるようにすべきではないか。
- 現実に、既存住宅の利用を図ることが困難な中で、建物を新築したりすることはやむを得ず、この場合に自らの敷地を利用することを否定できないのではないか。
- 現在のグループホームの普及状況等を踏まえると、事業者自らがグループホーム等に供する住居等を新築することを否定することはできないのではないか。

## 5. 施設訓練等支援費の見直しについて

### 1. 基本的考え方

平成18年4月からの利用者負担等の導入及び平成18年10月からの新たな事業体系への円滑な移行を図るため、現行の支援費対象施設等の報酬体系を見直す。(18年4月実施予定)

### 2. 具体的な改定内容

○ 報酬設定に当たっては、平均的な費用を勘案した上で、直接的なサービス提供に係る人件費や減価償却費、報酬請求事務等の間接的なコストについて、賃金、物価、支援費経営実態調査の結果や全体の財政状況、他分野の動向等を踏まえた見直しを行う。

- ① 「月払い方式」から「日払い方式」への転換
- ② 現行規制の見直し(例:定員の取扱いの柔軟化)
- ③ 加算単価についての見直し

※ 福祉工場等支援費対象外施設についても、支援費対象施設の見直しと整合性の図れた運営費体系とする。